

# 会 議 録

## 第 4 回定例会

開会 平成 2 9 年 5 月 2 4 日

## 教育委員会会議録

1 開 会 平成29年5月24日 午前10時

2 閉 会 平成29年5月24日 午前11時30分

### 3 教育委員会出席者

|     |        |
|-----|--------|
| 教育長 | 美馬 持仁  |
| 委員  | 松重 和美  |
| 委員  | 坂口 裕昭  |
| 委員  | 三牧 千鶴子 |
| 委員  | 辻 貴博   |
| 委員  | 藤本 宗子  |

### 4 教育長及び委員以外の出席者

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 副 教 育 長         | 勢井 研  |
| 教 育 次 長         | 森本 俊明 |
| 教 育 次 長         | 栗洲 敬司 |
| 教 育 創 生 課 長     | 長町 哲治 |
| 教 職 員 課 長       | 儀宝 修  |
| 生 涯 学 習 課 長     | 阿部 淳子 |
| 文化の森振興本部企画振興部長  | 乾 敏子  |
| 教 育 政 策 課 長     | 小西 哲也 |
| 教 育 政 策 課 副 課 長 | 倉橋 伸寿 |

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

教育長 配付されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

[議 事]

教育長 議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、及び議案第11号を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

[議 事]

《議案第6号 徳島県立学校規則の一部を改正する規則について》

教育長 説明を求める。

教育創生課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

松重委員：阿南光高等学校の工業科にはすべてシステムがついているが、この意味は何か。

教育創生課長：各専門分野とそれに関連する様々な事象を総合的に学習するというこ  
とでつけたものである。

教育長 議案第6号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

《報告事項1 第2回徳島県教育振興審議会について》

教育長 報告を求める。  
教育創生課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

坂口委員：審議会で、「教育に関する県民意識調査結果」も資料として委員に配付し、それを踏まえた上で意見交換が行われたのか。この調査は、毎年実施されているのか。

教育創生課長：「教育に関する県民意識調査」を審議会で配付した。当調査は、「徳島県教育振興計画」策定にあわせて実施している。

坂口委員：調査対象である、教職員、保護者、県民e－モニター、それぞれの回答結果をグラフ化し、比較している本資料は非常におもしろい。三者の回答が似通った数値を示した項目については本質を表していると思われるし、一方で、三者の回答割合の乖離が5ポイント以上ある項目を抽出して分析すると、意識の差が結果として表れてくる。この調査結果を、振興計画策定以外に活用する予定はあるのか。

教育創生課長：調査結果は、教育委員会事務局各課はもとより、関係する知事部局の各課においても共有し、各種施策の立案等に生かしていると承知している。

坂口委員：県民e－モニターの調査対象者数を、教職員の調査対象者数程度に増加させた上で調査すると、意識のズレが、より明確となって、おもしろい結果が得られるのではないか。例えば、質問項目(16)「徳島県の文化振興」に関する結果を見ても、選択肢①「学校の文化的行事の充実と文化部活動の活性化」に対する回答割合では、教職員は、保護者よりも10ポイント以上も低い。今日の状況を考えると、教職員の意識として、文化振興にも興味があり大切なのは理解しているが、正直に答えるならば、これ以上、仕事が増えるのは困る、という思いが見えてくる。このような、意識のズレ、ギャップを埋めていく作業が、データ活用の基本だと思う。

教育長：委員御指摘のように、教職員と保護者、県民e－モニターとの意識のズレについては、各種施策を推進していく上で参考となる。回答について乖離が見受けられる項目については、今後、関係各課でその背景等を読み取り、施策に生かしていくなど、調査結果の活用にも努めてほしいと考えている。

藤本委員：この調査では、子どもに対する調査が行われていない。中学生・高校生であれば、県に対する要望もあると思われるので、今後、何かの機会を捉え

て、子ども対象の調査も実施してもらいたい。

教育創生課長：子どもの意見も貴重だと思われるので、調査の実施については、今後、関係各課と連携する中で検討したいと考える。

松重委員：一般的に、審議会の意見は総論的になる傾向がある。各種施策を打ち出していくには、時間と予算の裏付けが必要となってくる。県として、どのような分野に予算を配分するという姿勢を示す必要があるのではないか。そうしないと、審議会で施策の方向性が出されても、具体化する段階で総論にとどまってしまうことになる。

教育長：「徳島県教育振興計画」は、各種教育施策の方向性を示すものではあるが、具体化までの道筋を視野に入れておくことは重要なことである。

坂口委員：現行の「徳島県教育振興計画」を策定する際にも、同様の議論があり、結果、振興計画の中に「教育が円滑かつ継続的に実施されるために」「必要な予算確保に努める」との表現を盛り込み、施策の実現に向けての担保とした経緯がある。

松重委員：徳島県内の教育に関する審議会ではあるが、県外との比較も考えてはどうか。学力や体力・運動能力に関するデータはあると思われるので、比較した上で徳島県の現状を把握することも大切である。また、この調査において、教職員、保護者、県民e-モニターの三者の考えが一致している項目については、県教委として何らかの形で応える必要があるのではないか。

教育創生課長：他の都道府県との比較及び県民意識調査結果については、今後、次期振興計画の内容を審議していく中で、具体化させていきたいと考えている。

松重委員：デュアルスクールは本県における先進的な取組みの一つであるが、他県にも成果を上げている取組みがあると思われる。それを本県の施策に生かしていくことも考えた方がいいのではないか。

坂口委員：第2期の徳島県教育振興審議会委員として、当時、他の都道府県の教育振興計画を拝見させていただいたが、千葉県や埼玉県の計画は特徴があったと記憶している。また、事務局も「全国学力・学習状況調査」で成果を上げていた福井県や秋田県といった、際だった特徴を有する都道府県の振興計画を事前に調べて審議会に臨むなど、よく対応してくれていたため、今回の審議会に際しても同様に準備してくれていると思う。

教育長：教育分野を網羅する必要があることから、振興計画が総花的になるのは致し方ない部分もあるが、その中でも重点的に取り組む施策等を明確にすることは重要である。そうした際に、御指摘いただいたように、他県の振興計画も参考としながら、また審議会委員からの意見も踏まえて、特徴ある振興計画

を策定したいと考えている。

三牧委員：県民意識調査に関連して、子ども対象の調査実施についての意見があった。新たな調査実施となると、学校現場にも負担となるので、例えば「全国学力・学習状況調査」の際の、生活習慣等に関する調査結果の活用を考えてはどうだろうか。また、計画策定後の進行管理については、適切な実施をお願いしたい。その年々の状況に応じて、見直すべき点や新たな方向性を明示していただきたいと思う。

教育長：「全国学力・学習状況調査」の「質問紙」については、学校教育課が中心となって分析しており、その結果を振興計画に生かしていくことは大切なことである。

副教育長：進行管理については、現行の振興計画においても、毎年度、数値にとどまらず、計画の内容に至るまで見直しを行っている。次期振興計画についても、その策定後、しっかりと取り組んでまいりたいと考えている。

《協議事項1 平成30年度徳島県公立小・中学校、高等学校・特別支援学校校長及び教頭任用候補者選考審査要綱について》

教育長 説明を求める。  
教職員課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

坂口委員：要綱の条件によると、例えば、大学卒業後すぐに採用された者が最短で、35歳、36歳ぐらいの校長が誕生するという事か。

教職員課長：そうである。かつては、年齢と経験年数の条件があったが、年齢制限を撤廃したため、そうなっている。

坂口委員：年齢制限を撤廃して、今回で何回目か。

教職員課長：3回目である。

坂口委員：現在は校長任用選考審査に応募する人は50歳を超える人が多いと思う。幅広い年齢層に校長がいるというのはよいことである。3回目ではまだ早いかもかもしれないが、今後も調査を続けてもらって、このような制度を用意して、それでも平均年齢が下がらないとすれば、何が原因なのか考えてほしい。

教職員課長：1つには教員の年齢構成の問題があると思われる。現在30歳代、40歳代が少なく、50歳代が半数近い割合である。

坂口委員：30歳代、40歳代での管理職任用が多くなると、学校現場でその年代の教員が足りなくなる可能性があるということか。

教職員課長：教科によっては、そういう状況も考えられる。

教育長：今、50歳代の教員が多いということは、あと10年もすると、今、人数の少ない年代が管理職になり、管理職の年齢は若くなっていく。そういったことを見越して、有能な管理職、管理職を早くから目指す教員を育てることが大事となる。そのためのしかけを作っていかなければならない。

松重委員：ぜひ、そのようにしてほしい。経歴の最後に校長になるというのではなく、校長を経験して、また事務局等で全体的な仕事をするということもありうる。そのためにも、若くから管理職に応募してもらえば、意識も変わってくる。すべての教員が管理職を目指す必要はないが、適任のやる気のある人を任用していってほしい。

三牧委員：民間人校長の規定は別にあるのか。

教職員課長：学校教育法施行規則第22条に規定されている。

三牧委員：校長は、経営力に優れた人がよいという考えもあるが、やはり授業力を身につけた人になってほしいという思いもある。民間人校長にも、数は少ないと思うが、授業力を身につけるというステップもあってもよいと思う。

辻委員：副校長と教頭の違いは何か。

教職員課長：副校長は、校長任用審査を受けている者の中から、力を有している人を任用している。副校長には、教頭と違い、校長の委任を受けた専決権が認められている。例えば、教職員の県内出張の決裁等がある。

学校の規模や課題を考えて副校長を配置している。

教育長 協議事項1を議案第12号として付議してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第12号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第12号を原案どおり決定する旨を告げる。

## 《報告事項2 徳島県社会教育委員会議の提言について》

教育長 報告を求める。

生涯学習課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

教育長：今回の提言を受けて、今後どのような方策を考えていくのか。

生涯学習課長：今後の取組としては、社会教育に関わる団体のホームページを、窓口を一つにしてデータベース化を進めたい。目的が違う団体同士の知り合う機会を研修会等を通じて提供していきたい。また、知事部局の総合大学校等とも連携をとりたい。

辻委員：生涯学習の対象はだれか。

生涯学習課長：すべての県民である。

辻委員：今回の取組みは、全県民が対象ではなく、まずはNPO、婦人会等の団体を繋ぐという、入口部分の取組みなのか。

生涯学習課長：生涯学習とは学校教育、社会教育のすべてを含んだものであり、社会教育は生涯学習より対象が狭い。今回の取組みは社会教育の視点から、それぞれの団体で中心に活躍しているリーダーを、他の活動団体と繋ぐことをねらいとしている。

教育長：教育委員会での取組みは、学校との繋がりが中心。放課後子供教室、公民館を活用しての子どもの居場所づくり、地域の行事との関わり等である。大人を対象とするものは、知事部局との連携が必要である。

辻委員：社会教育委員会では、社会教育は子どもを対象としているのか。

教育長：子どもだけでなく大人も含み、全体的に考えている。

生涯学習課長：女性問題や人権問題等に関してリーダー的存在となっている方が多くいる。ネットワークや仕組みをつくり、それぞれで育成されたリーダーが、学校や地域で多様な活動に参画し、それぞれの活動が幅広く展開されるよう取り組んでいく。

[非公開]

《議案第7号 徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例について》

《議案第8号 徳島県立博物館協議会及び徳島県立鳥居龍蔵記念博物館協議会委員の任免について》

《議案第9号 徳島県立近代美術館協議会委員の任免について》

《議案第10号 徳島県立文書館協議会委員の任免について》

《議案第11号 徳島県立二十一世紀館協議会委員の任免について》

[閉 会]

教育長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉 会 午前11時30分